

ハートパル

2019年
3月
202号

残された配偶者の生活を守るために “相続法”が変わります！

新たな制度として、「配偶者居住権」が創設されます。

これまで相続において配偶者は、遺産分割での相続分の関係から、住み慣れた住居を売却して住む家がなくなったり、家を家財として受け取ることができても、現金をほとんど手にすることができなかつたりなどの問題を抱えていました。今回創設される「配偶者居住権」とは、相続が発生した際に、配偶者が被相続人の所有する不動産の**居住権を獲得できる権利**のことです。

配偶者の生活を守るための「配偶者居住権」が新設され、残された配偶者が安心して安定した生活を過ごせるようになりました。公布は平成30年7月13日、施行は平成32年4月1日です。

例えば、「相続人が妻と子1人、遺産が自宅(2,000万円)と預貯金3,000万円」だった場合

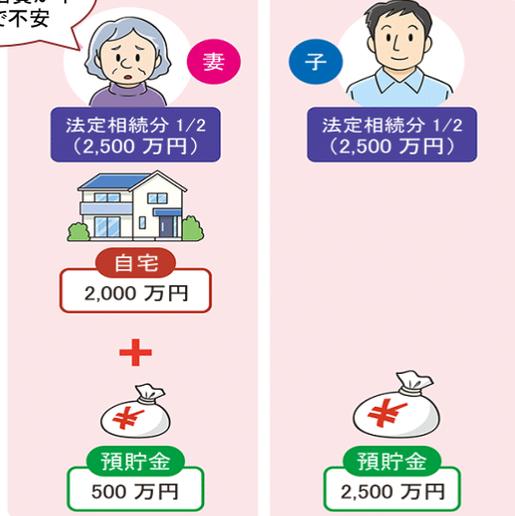
改正前



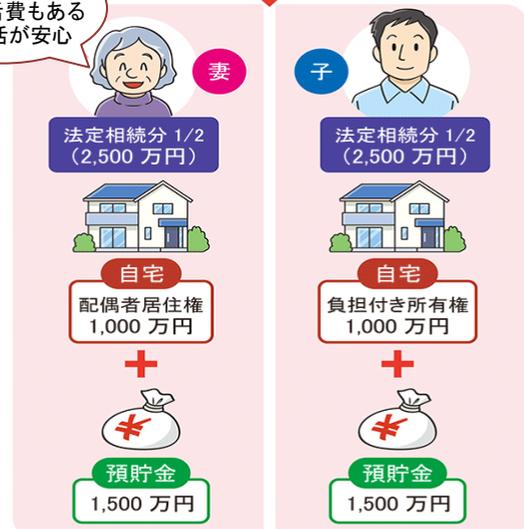
改正後



住む場所はあるけど、生活費が不足しそうで不安



住む場所もあって、生活費もあるので生活が安心



配偶者が自宅を取得する場合には、受け取ることのできる他の財産の額が少なくなってしまう

配偶者は自宅での居住を継続しながら、受け取ることのできる他の財産の額が増加する

出典：内閣府
政府広報より

講座報告

「健康講座～骨盤底筋を鍛える」

女性の悩みの一つに“尿漏れ”があります。今回は尿漏れの予防・改善に効果が期待できる、骨盤底筋を鍛える体操について学習と実践をおこないました。参加者からは、「家でも運動を継続したい」、「これなら楽しんでできそうだな」などの感想がありました。



毎年3月1日から3月8日は「女性の健康週間」です。



女性が生涯を通して健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場（家庭、地域、職域、学校）を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で支援することが必要です。

特に女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。女性一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、定期的な健康診断や検診を心がけましょう。



男女共同参画推進センター

女性のための相談室

秘密は守ります
無料です



0957-54-8715

- ・電話相談 ・面接相談（できれば事前にお電話を）
- ・月曜～金曜 午前9時～午後5時

毎年3月8日は「国際女性の日」です。



1975年、女性の権利と世界平和をめざす日として、国連によって定められました。女性たちが、平和と安全、開発における役割の拡大、組織やコミュニティにおける地位向上によってどこまでその可能性を広げてきたかを確認すると同時に、今後のさらなる前進に向けて話し合う機会として設けられた記念日です。

毎年3月10日は「農山漁村女性の日」です。



21世紀の農林水産業、農山漁村の発展に向け、女性の役割を正しく認識し、適正な評価への機運を高め、女性の能力発揮を促進することが目的です。

女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を企業の技術やアイデアなどに結び付け、商品やサービスなどにつなげる取組「農業女子プロジェクト」が動いています。

「男女共同参画推進センター」が移転します！

☆場所は、旧浜屋ビルの「中心市街地複合ビル4階」。(本町アーケード内)

☆開館は、4月1日(月)から。

☆貸出しできる会議室は、講座室のみ。

☆使用時間は、1時間単位で使用できます。

☆予約方法はこれまでと同じ。当センター窓口か公共施設案内・予約システムで。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



【連絡先・問合せ先】

大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

〒856-0825

大村市西三城町8番地 総合福祉センター3階

TEL: 0957-54-8715 FAX: 0957-54-8700

Eメール: danjyo-s@city.omura.nagasaki.jp

[利用時間 9:00～22:00 問合せ時間 8:30～17:30]

